

報道機関各位

令和6年8月28日

【照会先】

熊本地方最低賃金審議会事務局  
(熊本労働局労働基準部賃金室)

賃金室長 吉田 総一

賃金指導官 佐藤眞一郎

(電話) 096 - 355 - 3202

最低賃金制度の  
マスコット  
チェックマン



## 第13回熊本地方最低賃金審議会の審議結果について

～異議の申出について審議、また熊本労働局長に対して建議～

令和6年8月27日(火)に開催されました第13回熊本地方最低賃金審議会においては、令和6年8月9日付け熊本労働局公示第7号「熊本地方最低賃金審議会の意見に関する公示」により提出された異議の申出について審議(以下「異議審議」)を行うとともに、中小企業・小規模事業者が継続的に賃上げできる環境整備について建議(以下「建議」)を行いました。

### 1 異議審議

熊本労働局長からの諮問(別紙1)に基づき審議の結果、「令和6年8月9日付け「熊本県最低賃金の改正決定について(答申)」どおり決定することが適当である。」(別紙2)と答申されました。

この答申を踏まえ、熊本労働局長は、本年10月5日からの効力発生(予定)に向けて、速やかに改正決定を行い、その決定事項を官報に掲載して公示(令和6年9月5日予定)します。官報公示後、熊本労働局では、県内の労使等に対して広く周知広報を行ってまいります。

### 2 建議

中小企業・小規模事業者が継続的に賃上げできる環境整備について熊本労働局長に対して建議(別紙3)が行われました。

この建議を踏まえ、熊本労働局では、熊本県や県内の市町村、県内の経済団体、労働団体等と連携し、生産性向上の支援や価格転嫁対策等の取組を推進してまいります。

(参考資料)

- 参考資料1 令和6年8月9日付け熊本労働局公示第7号「熊本地方最低賃金審議会の意見に関する公示」
- 参考資料2 令和6年8月9日付け熊賃審発第10号「熊本県最低賃金の改正決定について(答申)」



熊労発基 0827 第 2 号  
令和 6 年 8 月 27 日

熊本地方最低賃金審議会  
会長 倉田 賀世 殿

熊本労働局長  
金成 真一

熊本地方最低賃金審議会の意見に関する異議申出について（諮問）

標記について、熊本県労働組合総連合及び熊本県医療介護福祉労働組合連合会から、別添のとおり最低賃金法第 11 条第 2 項に基づく異議申出があったので、貴審議会の意見を求める。



熊賃審発第 15 号  
令和 6 年 8 月 27 日

熊本労働局長  
金成 真一 殿

熊本地方最低賃金審議会  
会長 倉田 賀世

当最低賃金審議会の意見に関する異議の申出について（答申）

令和 6 年 8 月 27 日貴職から、令和 6 年 8 月 9 日付け熊本県最低賃金の改正決定に係る当審議会の意見に対する熊本県労働組合総連合及び熊本県医療介護福祉労働組合連合会からの異議申出について意見を求められたので、慎重に審議した結果、下記の結論に達したので答申する。

記

令和 6 年 8 月 9 日付け答申どおり決定することが適当である。

熊賃審発第16号  
令和6年8月27日

熊本労働局長  
金成 真一 殿

熊本地方最低賃金審議会  
会長 倉田 賀世

### 中小企業・小規模事業者が継続的に賃上げできる環境整備について（建議）

今年度の熊本県最低賃金の改正決定の調査審議において、最低賃金の引上げに当たっては、中小企業・小規模事業者が継続的に賃上げできるよう一層の環境整備が必要であることについては全委員の共通の認識であった。

このため、国においては、熊本県や県内の市町村、県内の経済団体、労働団体等と連携し、下記の取組を推進するよう、最低賃金法第21条の規定に基づき建議する。

### 記

#### 1 生産性向上等の支援について

生産性向上の支援については、可能な限り多くの事業者が各種の助成金等を受給し、賃上げを実現できるように、政府の掲げる生産性向上等への支援や経営支援の一層の強化を求める。加えて、県内事業者が、必要とする各種の助成金、補助金、融資を受けることができ、また各種税制を活用することができるよう一層の周知広報を求める。

また、「業務改善助成金」については、熊本では一定の活用がなされているところではあるが、更に活用が進むよう周知広報に努めるとともに、できる限り支給に結びつくよう一層の懇切丁寧な対応をお願いする。

さらに、生産性向上等の事業者支援については、熊本県や県内の市町村においても支援の充実が図られるよう、働きかけを要望する。

#### 2 価格転嫁対策等について

価格転嫁対策については、政府においては、令和5年11月29日に「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」（価格転嫁対策ガイドライン）が策定され、これに基づき価格転嫁対策が推進されている。

また、熊本県では、令和5年12月19日に16団体による「価格転嫁の円滑化に関する協定」が締結され、同協定に基づく取組が進められているとともに、令和6年2月29日には「働き方改革推進熊本地方協議会」が開催され、賃金引き上げの環境整備等に係る取組等について議論が行われ、価格転嫁対策の一層の推進が確認されている。

価格転嫁の状況について、「価格交渉促進月間（2024年3月）フォローアップ調査結果」（中小企業庁）を見るに、価格転嫁が更に進んでいることが確認できる。一方で「転嫁できた企業」と「出来ない企業」で2極化の兆しもあり、転嫁対策の徹底が重要であるとされている。

また、熊本県商工会連合会が実施した「第24回経営への影響追跡調査」（令和6年7月26日）では、「価格に十分転嫁できている」は10%と横ばいにとどまっており、価格転嫁はできたが不十分である割合は6割弱を占め、依然として事業者の経営を圧迫している状況が続いている。さらに、コスト要素別（原材料費、電気・ガス・燃料代等、人件労務費）では、人件労務費で「全くできていない」の割合が高くなっている。

加えて、B to C事業では相対的に価格転嫁率が低いといった課題がある。

以上のように、価格転嫁については取組が進んできているものの、いまだに十分とは言えない状況である。

このため、県内企業において価格交渉が行われ、十分な価格転嫁ができるよう、引き続き「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」（価格転嫁対策ガイドライン）に基づく取組をはじめ各種の価格転嫁対策を強力に推進していくよう要望する。

また、「パートナーシップ構築宣言」についても、一層の推進を要望する。

### 3 「年収の壁」への支援について

労使折半とされている社会保険料については、最低賃金改正等に伴い一定の収入（ ）を超えると、社会保険料の負担が発生する。

その収入基準（年収換算で106万円や130万円）がいわゆる「年収の壁」と呼ばれている。

これにより、当該労働者にとっては、目前の手取り収入が減少することから、それを回避するために就業調整を選択するというケースが見受けられ、一方、企業側においても、社会保険料の負担増となるとともに、就業調整による人手不足の影響で事業運営に支障をきたす場合がある。

このため、当面は、企業等に対する短期的支援策として設けられた「年収の壁・支援強化パッケージ」の活用促進及びその制度の周知徹底を要望する。

以上

## 熊本地方最低賃金審議会の意見に関する公示

## 熊本労働局一般公示第 7 号

令和 6 年 8 月 9 日熊本地方最低賃金審議会から熊本県最低賃金の改正決定について意見の提出があったので、最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）第 11 条第 1 項及び第 12 条の規定に基づき、その要旨を下記のとおり公示する。

なお、熊本県の区域内で事業を営む使用者又はこれに使用される労働者（これらの者の団体を含む。）であって、当該最低賃金の改正決定に異議があるものは、同法第 12 条の規定に基づき令和 6 年 8 月 26 日までに熊本労働局長あて（熊本市西区春日 2 - 10 - 1）異議の内容及び理由を記載した異議申出書を提出されたい。

令和 6 年 8 月 9 日

熊本労働局長 金成 真一

## 記

## 熊本県最低賃金の改正決定に係る熊本地方最低賃金審議会の意見の要旨

熊本県最低賃金を次のように定めること。

- 1 適用する地域  
熊本県の区域
- 2 適用する使用者  
前号の地域内で事業を営む使用者
- 3 適用する労働者  
前号の使用主に使用される労働者
- 4 前号の労働者に係る最低賃金額  
1 時間 9 5 2 円
- 5 この最低賃金において賃金に算入しないもの  
精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- 6 効力発生の日  
法定どおり（令和 6 年 10 月 5 日予定）

写

参考資料2

熊賃審発第10号

令和6年8月9日

熊本労働局長

金成 真一 殿

熊本地方最低賃金審議会

会長 倉田 賀世

熊本県最低賃金の改正決定について（答申）

当審議会は、令和6年7月8日付け熊労発基0708第1号をもって貴職から諮問のあった標記のことについて、慎重に調査審議を重ねた結果、別紙のとおり結論に達したので答申する。

なお、熊本県最低賃金専門部会から、業務改善助成金等の生産性向上支援や価格転嫁対策等、中小企業・小規模事業者が継続的に賃上げできる環境整備が図られることについて、当審議会から熊本労働局長に対して建議が行われるよう要望がなされたところである。

このため、次回開催する当審議会において建議することを申し添える。

## 熊本県最低賃金

- 1 適用する地域  
熊本県の区域
- 2 適用する使用者  
前号の地域内で事業を営む使用者
- 3 適用する労働者  
前号の使用者に使用される労働者
- 4 前号の労働者に係る最低賃金額  
1時間 952円
- 5 この最低賃金において賃金に算入しないもの  
精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- 6 効力発生の日  
法定どおり（令和6年10月5日予定）